

第9回定時株主総会 招集ご通知

日時 2018年12月21日（金曜日）
午前10時00分

（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンスルーム3・4

株式会社アズーム

証券コード 3496

目次

第9回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件 3

第2号議案 取締役の報酬額改定の件 8

添付書類

事業報告 9

計算書類 23

監査報告書 26

株主総会会場ご案内図

2018年12月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

株 式 会 社 ア ズ ー ム

代表取締役社長 菅 田 洋 司

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年12月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月21日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ルーム3・4

3. 目的事項

報告事項 第9期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - * 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://azoom.jp/>) に掲載させていただきます。
 - * 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://azoom.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役 6 名全員が任期満了となりますので、あらためて、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

候補者 番号		氏 名	生 年 月 日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任	菅 田 洋 司	1977年 1月27日	代表取締役社長	17回／17回 (100%)
2	再任	高 橋 崇 晃	1981年 5月28日	代表取締役副社長 管理担当	17回／17回 (100%)
3	再任	鈴 木 雄 也	1983年 3月14日	取締役 テクノロジー担当	17回／17回 (100%)
4	再任	高 橋 祐 二	1988年10月24日	取締役 営業担当	17回／17回 (100%)
5	再任 社外	櫛 木 一 男	1949年 5月25日	取締役	17回／17回 (100%)
6	再任 社外 独立	小久保 崇	1974年 1月18日	取締役	15回／17回 (88%)

1

菅田洋司

(1977年1月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
所有する当社の株式の数	2002 年 2 月 (株)タジマリフォーム（現：(株)TJMデザイン）入社
883,800株	2005 年 2 月 日本駐車場開発(株)入社
	2009 年 1 月 (株)ワークスメディア入社
取締役会出席状況(出席率)	2009 年 10月 当社設立
	代表取締役社長（現任）
17回／17回 (100%)	取締役候補者とした理由
	菅田洋司氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、遊休不動産を活躍する不動産にという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

2

高橋崇晃

(1981年5月28日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
所有する当社の株式の数	2000 年 4 月 (株)リクルートコスモス（現：(株)コスモスイニシア）入社
30,000株	2011 年 2 月 ヒューリック(株)入社
	2016 年 1 月 当社取締役
取締役会出席状況(出席率)	2016 年 4 月 当社専務取締役管理本部長
	2018 年 11月 当社代表取締役副社長管理担当（現任）
17回／17回 (100%)	取締役候補者とした理由
	高橋崇晃氏は、不動産業界における豊富な知識や経験及びファイナンスに関する知識を有しており、当社代表取締役副社長として当社の経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

3 鈴木雄也

(1983年3月14日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
所有する当社の株式の数	2007 年 1 月 (株)ワークスメディア入社
30,000株	2009 年10月 当社入社
	2014 年 4 月 当社取締役テクノロジー担当（現任）
取締役候補者とした理由	
取締役会出席状況(出席率)	鈴木雄也氏は、ITサービスの設計、開発について豊富な知識と経験を有しており、当社設立当初よりテクノロジー担当として当社IT部門全般を管掌し、当社の事業及びサービスの開発、改善に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
17回／17回 (100%)	

4 高橋祐二

(1988年10月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
所有する当社の株式の数	2013 年 4 月 当社入社
10,000株	2016 年10月 当社取締役営業担当（現任）
取締役候補者とした理由	
取締役会出席状況(出席率)	高橋祐二氏は、当社入社当時より営業部門を担当し、2016年10月より取締役営業本部長を務め、営業業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績を有しており、当社の収益基盤の確立に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
17回／17回 (100%)	

5 櫟 木 一 男

(1949年5月25日生)

再任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況(出席率)

17回／17回
(100%)

在任年数

1年

1973 年 4 月 (株)日本興業銀行(現：(株)みずほ銀行)入社
2003 年 5 月 新光証券(株)(現：みずほ証券(株))常務執行役員
2009 年 5 月 みずほ証券(株)常務執行役員
2010 年 6 月 日本冶金工業(株)常勤監査役
2015 年 10月 (株)ピーバンドットコム社外監査役
2017 年 1 月 当社社外取締役(現任)
2018 年 6 月 (株)ピーバンドットコム社外取締役(監査等委員)(現任)

社外取締役候補者とした理由

櫟木一男氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験や幅広い見識を有しており、取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

6 小 久 保 崇

(1974年1月18日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況(出席率)

15回／17回
(88%)

在任年数

1年

2000 年 10月 西村総合法律事務所(現：西村あさひ法律事務所)入所
2006 年 9 月 クリアリー・ゴッドリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所
(ニューヨーク)入所
2014 年 3 月 小久保法律事務所(現：弁護士法人小久保法律事務所)設立
代表社員(現任)
2014 年 7 月 (株)ADC代表取締役(現任)
2014 年 10月 (株)ティー・ワイ・オー社外取締役(現任)
2016 年 2 月 ディッグ・フィールズ・アンド・コー(株)社外取締役(現任)
2017 年 1 月 AOI TYO Holdings(株)社外取締役(監査等委員)(現任)
2017 年 1 月 当社社外取締役(現任)
2017 年 8 月 AlpacaJapan(株)社外監査役(現任)
2017 年 12月 (株)GSI社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

小久保崇氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、他の上場企業の社外取締役の経験も活かし、取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅田洋司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 櫛木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役候補者であります。
4. 櫛木一男氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関での豊富な経験や幅広い見識を有していることから、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 小久保崇氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社は、小久保崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。小久保崇氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 櫛木一男氏及び小久保崇氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
8. 代表取締役菅田洋司氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社パノラマの所有株式数も合算して記載しております。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内と承認されております。

取締役の報酬額については当社の株式上場に伴う役員の責務の増大、他社水準、これまでの支給実績等を総合的に勘案し、年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

〔添付書類〕

事業報告

(自 2017 年 10 月 1 日
至 2018 年 9 月 30 日)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日まで）における我が国の経済は、企業業績回復や雇用・所得環境に改善が見られる等、緩やかな回復基調でありましたが、海外情勢が不安定な中、引き続き国内景気の先行きにおいては、不透明な状況が続いております。

国内における駐車場業界につきましては、都市部における慢性的な駐車場不足の解消のため将来的にマーケット規模の拡大が見込まれております。また、オフィスビルやマンションに付随している駐車場のみならず個人宅などの限られたスペースを駐車場として運営する取り組みをはじめ、「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」という経営理念のもと規模拡大に注力いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は1,845,225千円（前期比51.2%増）、営業利益は165,318千円（前期比430.2%増）、経常利益は150,112千円（前期比400.5%増）、当期純利益は109,930千円（前期比197.6%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社は、大都市圏におけるオフィスビルや賃貸及び分譲マンションといった施設内駐車場の有効活用を提案することにより成長してまいりました。しかしながら、当社を取り巻く経営環境としては、駐車場業界の成熟化に伴う再編淘汰の時代に突入し、駐車場紹介・運営会社として厳格に選別されるという変化が起こっております。このような経営環境下において、以下の3点を今後のさらなる事業拡大・展開における対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

① 継続的な成長について

当社は上記の経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、これまで蓄積した駐車場オーナー・ユーザー情報などの駐車場運営ノウハウをもとに、自社運営サイトである「カーパーキング」のブランディング及び集客力アップを図るとともに、未開拓エリアにも進出することで、駐車場紹介件数及び新規マスターリース台数の増加に伴う駐車場サービスの収益性向上に取り組み、継続的な成長を目指します。

また、新規事業として屋外広告検索ポータルサイト「アドウォール」にて壁面における遊休スペースの収益化を進めております。さらに駐車場のデータベース拡大のため、現地からの情報収集システムを開発いたしました。

② 組織体制の強化について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、ノウハウの蓄積とともに、ユーザーや不動産オーナーに提案する能力を高めていく必要があります。そのため、優秀な営業人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えております。そのため、採用力向上と社内研修の充実等に取り組んでまいります。社内においては、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

③ システムの向上

当社の提供するサービスにおきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、エンジニアの確保及び育成、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

3. 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は14,156千円であり、その主な内容は中野事務所の開設に伴う建物附属設備の取得9,398千円、自社利用目的のソフトウェアの構築4,414千円であります。

4. 資金調達の状況

当社は、2018年9月20日に東京証券取引所マザーズ市場へ株式上場し、これに伴い、公募増資により690,000千円の資金調達を行いました。

5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第6期 2015年9月期	第7期 2016年9月期	第8期 2017年9月期	第9期 (当事業年度) 2018年9月期
売 上 高	510,167	803,725	1,220,525	1,845,225
経常利益又は経常損失 (△)	△44,084	△27,623	29,992	150,112
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	△49,608	△28,309	36,940	109,930
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△4,724.65	△2,571.51	3,196.01	90.76
総 資 産	121,641	159,506	357,403	1,290,154
純 資 産	△84,429	△102,644	34,296	834,227
1株当たり純資産額 (円)	△8,040.92	△8,941.18	2,850.95	574.14

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2018年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失、及び1株当たり純資産額を算定しております。

6. 主要な事業内容

遊休不動産活用事業を営んでおり、当社月極駐車場ポータルサイトを通じた月極駐車場紹介サービス、月極駐車場サブリースサービスに加え、屋外広告検索ポータルサイト等のその他サービスも提供しております。

7. 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿マインズタワー16F
横 浜 支 社	神奈川県横浜市中区本町一丁目4番 プライムメゾン横濱日本大通2F
名古屋ブランチ	愛知県名古屋市中区錦二丁目19番1号 鴻池ビルディング 3F
大 阪 ブ ラ ン チ	大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号 OMMビル5F
福 岡 ブ ラ ン チ	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目6番23号 博多駅前第2ビル9F

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数
75名	21名増

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

9. 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	17,225
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,504

10. その他会社の現状に関する重要な事項

当社株式は、2018年9月20日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 4,800,000株

2. 発行済株式の総数 1,453,000株

(注) 当期中の発行済株式数の増減は以下の通りです。

2018年5月31日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2018年9月20日付での東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資を行っております。

3. 当事業年度末の株主数 427名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
菅 田 洋 司	523,800株	36.05%
株 式 会 社 パ ノ ラ マ	360,000株	24.78%
S M B C ベンチャーキャピタル 3 号投資事業有限責任組合	55,000株	3.79%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	53,200株	3.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	51,000株	3.51%
株 式 会 社 S B I 証 券	47,200株	3.25%
高 橋 崇 晃	30,000株	2.06%
鈴 木 雄 也	30,000株	2.06%
櫛 田 邦 男	30,000株	2.06%
立 川 健 悟	30,000株	2.06%

5. その他株主に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 266個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,600株
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個 数	保有者数
取 締 役 (社外取締役除く)	第1回（430円）	2025年6月24日	56個	3名
	第2回（103円）	2026年4月19日	85個	4名
	第4回（600円）	2027年1月24日	115個	4名
監 査 役	第2回（103円）	2026年4月19日	10個	1名

（注）行使価額については、2018年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当該株式分割後の1株当たり行使価額を記載しております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅 田 洋 司	
専 務 取 締 役	高 橋 崇 晃	管理本部長
取 締 役	鈴 木 雄 也	テクノロジー本部長
取 締 役	高 橋 祐 二	営業本部長
取 締 役	倉 島 文 雄	有限会社ヒフミ・コンサルティング 代表取締役
取 締 役	櫛 木 一 男	
取 締 役	小久保 崇	弁護士法人小久保法律事務所 代表 (株)ADC 代表取締役
常 勤 監 査 役	山 川 貞 靖	
監 査 役	島 村 和 也	島村法律会計事務所 所長
監 査 役	吉 川 朋 弥	吉川公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 櫛木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 島村和也氏及び吉川朋弥氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 島村和也氏は公認会計士、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 吉川朋弥氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年11月9日開催の当社取締役会において、高橋崇晃氏を代表取締役副社長に追加選定しております。また、2018年11月9日をもって倉島文雄氏は当社取締役を辞任しております。
5. 当社は取締役小久保崇氏、監査役島村和也氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	89,400千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,640千円 (3,600千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	98,040千円 (7,200千円)

(注) 取締役の報酬限度額は、2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額20,000千円以内とそれぞれ決議をいただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

特別の関係はございません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別の関係はございません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び活動状況
取締役	櫛 木 一 男	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会において、社外役員及び金融機関での豊富な経験と知識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
取締役	小久保 崇	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回(出席率88%)に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	島 村 和 也	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回(出席率100%)、監査役会13回のうち13回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士・公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	吉 川 朋 弥	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回(出席率100%)、監査役会13回のうち13回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,825千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、2017年6月21日開催の取締役会で「内部統制システムの構築に関する基本方針」に関する決議を行いました。その概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
 - (d) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。
 - (e) 取締役の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役会規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
 - (f) 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (c) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (b) 内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。
 - (b) 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。
 - (c) 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、本部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 当社は、監査役の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画及び監査役の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
 - (b) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - (b) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて、適宜監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,167,682	流 動 負 債	241,291
現金及び預金	1,007,112	未払金	37,986
売掛金	27,856	未払費用	16,594
前払金	61	未払法人税等	55,731
前払費用	120,130	未払消費税等	24,153
繰延税金資産	12,070	預り金	12,697
その他の貸倒引当金	1,409	前受金	590
	△959	前受収益	61,815
固 定 資 産	122,471	賞与引当金	6,000
有 形 固 定 資 産	18,640	資産除去債務	13,470
建物附属設備	32,319	1年内返済予定の長期借入金	12,207
減価償却累計額	△17,182	その他の	44
建物附属設備(純額)	15,136	固 定 負 債	214,635
構築物	492	長期借入金	17,522
減価償却累計額	△307	預り保証金	193,020
構築物(純額)	184	退職給付引当金	2,100
工具、器具及び備品	9,214	資産除去債務	1,992
減価償却累計額	△5,894	負 債 合 計	455,926
工具、器具及び備品(純額)	3,319	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	10,849	株 主 資 本	834,227
ソフトウェア	7,195	資本剰余金	415,094
その他の	3,654	資本剰余金	395,000
投 資 そ の 他 の 資 産	92,981	資本準備金	395,000
敷入金	31,882	利 益 剰 余 金	24,132
差入保証金	56,995	その他の利益剰余金	24,132
破産更生債権等	1,838	繰越利益剰余金	24,132
長期前払費用	425		
繰延税金資産	952		
その他の	2,725		
貸倒引当金	△1,838		
資 産 合 計	1,290,154	純 資 産 合 計	834,227
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,290,154

損 益 計 算 書

(自 2017 年10月 1 日)
(至 2018 年 9 月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,845,225
売上原価		1,017,188
売上総利益		828,037
販売費及び一般管理費		662,718
営業利益		165,318
営業外収益		
その他	618	618
営業外費用		
支払利息	614	
株式交付費	4,735	
上場関連費用	10,466	
その他	8	15,824
経常利益		150,112
税引前当期純利益		150,112
法人税、住民税及び事業税	48,443	
法人税等調整額	△8,261	40,181
当期純利益		109,930

株主資本等変動計算書

(自 2017 年10月 1 日)
(至 2018 年 9 月30 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金		
			繰 越 利益剰余金		
当 期 首 残 高	70,094	50,000	△85,798	34,296	34,296
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	345,000	345,000		690,000	690,000
当 期 純 利 益			109,930	109,930	109,930
当 期 変 動 額 合 計	345,000	345,000	109,930	799,930	799,930
当 期 末 残 高	415,094	395,000	24,132	834,227	834,227

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年11月12日

株式会社アズーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	坂井 知 倫	㊞
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	井上 智 由	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アズームの2017年10月1日から2018年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月21日

株式会社アズーム 監査役会

常 勤 監 査 役 山 川 貞 靖 ㊟

監 査 役（社外監査役） 島 村 和 也 ㊟

監 査 役（社外監査役） 吉 川 朋 弥 ㊟

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ルーム3・4



株主総会会場までの主な交通のご案内

新宿駅南口から徒歩約10分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分